

# 令和6年度 第4回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和7年2月6日（木）10:00～12:00

場所 市役所本庁舎6階第5会議室

## 一 次 第 一

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 議 事

#### （1）報告事項

① 参画と協働のまちづくりフォーラムについて

【資料1】

② 地区公民館の幅広い活用について

【資料2】

#### （2）協議事項

① 自治基本条例の見直しについて

【資料3】

② 協働のまちづくりガイドラインの見直しについて

【資料4】

③ 令和6年度参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書について

【資料5】

#### （3）その他

### 4 閉 会

# 鳥取市市民自治推進委員会委員

【R5.4.1～R7.3.31】

(50音順)

氏 名	所 属 等	区 分
カンベ 神部 みゆき	公募委員	公募による者
クラモチ ヒロミ 倉持 裕彌	公立鳥取環境大学経営学部准教授	学識経験のある者
サトウ マサシ 佐藤 匡	鳥取大学地域学部准教授	学識経験のある者
スズキ ツタオ 鈴木 伝男	公募委員	公募による者
タナカ ヨシオ 田中 精夫	公募委員	公募による者
タニグチ マスミ 谷口 真澄	鳥取市自治連合会副会長	民間団体に属する者
ツバキ ヨシヒロ 椿 善裕	(公財)とっとり県民活動活性化センター 企画員	民間団体に属する者
トクダ マサコ 徳田 昌子	鳥取市連合婦人会副会長	民間団体に属する者
ナカガワ ゲンヨウ 中川 玄洋	(特非) bankup 代表理事	民間団体に属する者
マツモト ミチエ 松本 美智恵	(社福)鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課長	民間団体に属する者

(案)

令和7年2月 日

鳥取市長 深 澤 義 彦 様

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会  
委員長 鈴木 伝男

## 事業完了報告書

令和6年10月18日付けで契約を締結した参画と協働のまちづくりフォーラムに関する事業委託契約書第8条の規定により提出します。

添付資料

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書

## 参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会活動報告

- 令和6年10月18日（金） 「参画と協働のまちづくりフォーラム」第1回実行委員会
- 市民自治推進委員会委員10人をフォーラム実行委員会委員とし、委員会を開催
  - フォーラムの内容について
  - フォーラムの予算について
- 令和6年12月18日（水） 「参画と協働のまちづくりフォーラム」第2回実行委員会
- とっとり県民活動活性化センター谷書記をオブザーバーとしてお呼びし意見交換
  - フォーラム構成について
  - 当日のタイムスケジュール等について
  - アンケートについて
- 令和7年1月18日（土） 参画と協働のまちづくりフォーラム開催

## 事業実施報告

### 1. 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

### 2. 実施日時及び会場

令和7年1月18日（土）13：30～16：00

国府町コミュニティセンター（鳥取市国府町庁380）

### 3. 参加人数 約100人

### 4. 内容

○13：30 開会

あいさつ 鈴木実行委員長

○13：35 講演会

「災害にも強い地域づくり

～能登半島地震等の経験から学ぶ～

講師 日野ボランティア・ネットワーク代表 山下弘彦 氏

○14：20 ー 休憩 ー

○14：35 パネルディスカッション「<sup>もしも</sup>災害に備えて、地域でつながる」

パネリスト 日野ボランティア・ネットワーク代表 山下弘彦 氏

災害に強い佐治町創り事業実行委員会会長 小谷繁喜 氏

美保南地区区長会長 西原牧夫 氏

小鷲河地区公民館長 横山 茂 氏

コーディネーター NPO 法人 bankuo 代表理事 中川玄洋 氏

○16：00 閉会

## 添付資料

参画と協働のまちづくりフォーラム当日資料

参画と協働のまちづくりフォーラムアンケート結果

## 収 支 決 算 書 (見込)

### 1. <収 入>

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
委託料	240,000	132,637	△107,363	鳥取市より委託料
雑収入	0	0	0	
計	240,000	132,637	△107,363	

### 2. <支 出>

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
報償費	141,000	87,000	△54,000	
旅費	0	3,360	3,360	
会議費	7,000	8,670	1,670	
消耗品費	21,000	2,280	△18,720	
印刷製本費	50,000	19,217	△30,783	
役務費	21,000	1,100	△19,890	
使用料 賃借料	0	11,000	11,000	
計	240,000	132,637	△107,363	

→ 107,363 円を市へ返金 (予定)

支出内訳表 (見込)

費目	予算額	決算額	内容	金額	増減
報償費	141,000	87,000	謝礼(第1回実行委員会)	8,000	△54,000
			謝礼(第2回実行委員会)	8,000	
			謝礼(フォーラム当日)	71,000	
旅費	0	3,360	講師タクシー代	2,360	3,360
			パネリスト旅費	1,000	
会議費	7,000	8,670	お茶代(第1回実行委員会)	880	1,670
			お茶代(第2回実行委員会)	880	
			お茶代(フォーラム当日)	960	
			お弁当代(フォーラム当日)	5,950	
消耗品費	21,000	2,280	DVD代	2,280	△18,720
印刷製本費	50,000	19,217	ポスターデザイン・印刷	19,217	△30,783
役務費	21,000	1,110	収入印紙	400	△19,890
			タクシーチケット発行手数料	50	
			振込手数料	660	
使用料 賃借料	0	11,000	字幕モニター賃借料	11,000	11,000
計	240,000	132,637	—		△107,363

## 令和6年度参画と協働のまちづくりフォーラム アンケート結果

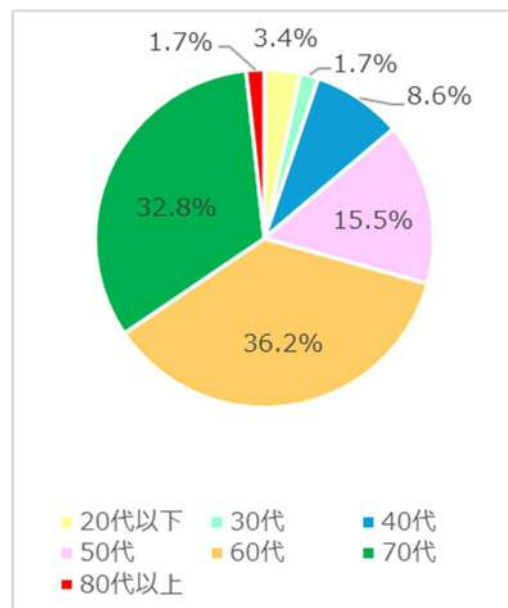
◆参加者：97名（当日資料の配布数）

◆アンケート回答数：58件（うち：紙52件、電子申請6件） ➡ 回答率：59.7%

### 問1 参加者人数（年齢別）

問1 参加者人数（年齢別）	人数（人）	割合（%）
20代以下	2	3.4%
30代	1	1.7%
40代	5	8.6%
50代	9	15.5%
60代	21	36.2%
70代	19	32.8%
80代以上	1	1.7%

➡ 参加者の約7割の方が60代以上

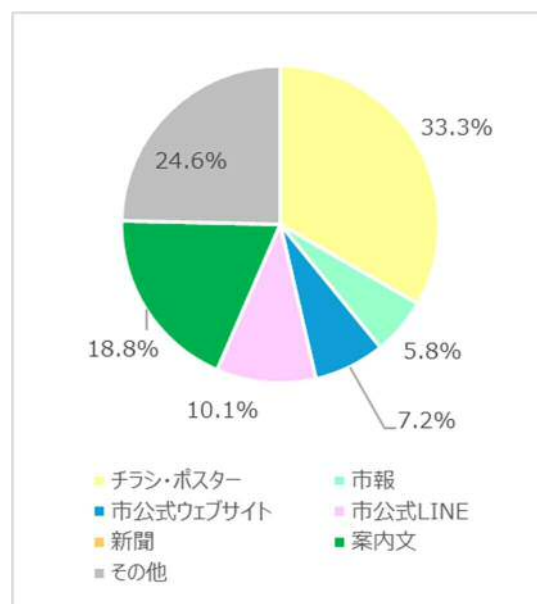


### 問2 本フォーラムを知ったきっかけ ※複数選択可

問2 本フォーラムを何で知ったか	選択数	割合（%）
チラシ・ポスター	23	33.3%
市報	4	5.8%
市公式ウェブサイト	5	7.2%
市公式LINE	7	10.1%
新聞	0	0.0%
案内文	13	18.8%
その他	17	24.6%

➡ その他（内容）

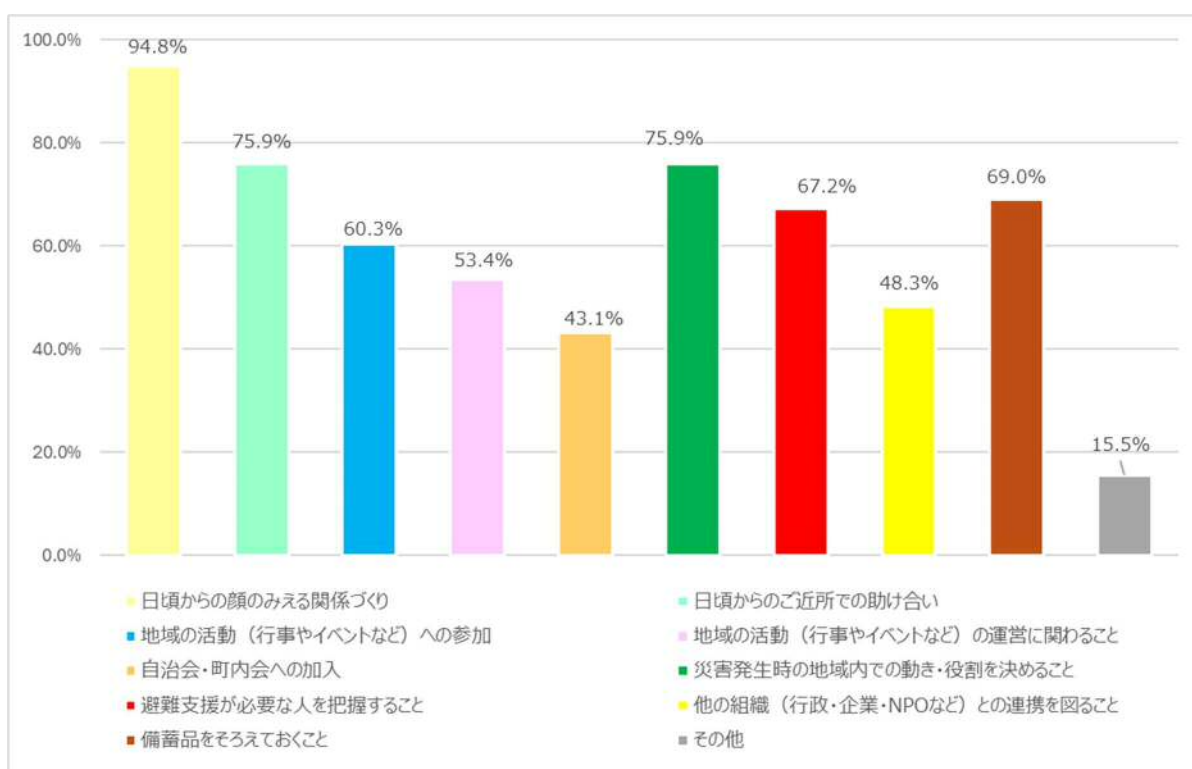
- ・ボランティアサークル
- ・パネリストからの紹介
- ・地区公民館
- ・自治連合会
- ・自主防災会長からの案内
- ・家族、知人からの声かけ





問3 フォーラムを通して大切だと感じられたこと ※複数選択可

問3 フォーラムを通して大切だと感じられたこと	選択数	割合 (%)
日頃からの顔のみえる関係づくり	55	94.8%
日頃からのご近所での助け合い	44	75.9%
地域の活動（行事やイベントなど）への参加	35	60.3%
地域の活動（行事やイベントなど）の運営に関わること	31	53.4%
自治会・町内会への加入	25	43.1%
災害発生時の地域内での動き・役割を決めること	44	75.9%
避難支援が必要な人を把握すること	39	67.2%
他の組織（行政・企業・NPOなど）との連携を図ること	28	48.3%
備蓄品をそろえておくこと	40	69.0%
その他	9	15.5%



➡ その他（ご感想など）

- ・「声」(助けて・何をして欲しいなど)を出す人は助けられる。その声を出せず、だまって耐えている人の声をどうやって聞き出すか・聞きたるか。声を出せる人は助けられるが、本当に困っている人は声を出せない人ではないだろうか。
- ・何もやらないより、何でもいいのでやってみる。
- ・水害時の避難場所で商工会議所へ依頼したが断われた。原子力防災が発災時はパニックになりそう。

- ・地区の具体的な取り組みの話は大変参考になりました。
- ・発生時の動きを確認するときにタイムラインでいつだれが動くのか考えておくこと。
- ・防災運動会、楽しそうです。
- ・訓練が訓練で終らず、本気の取り組みを地域のみんなですることが、いざという時に役立つと思います。
- ・要配慮者に、避難計画を作成していただき、平時から関係づくりをしておくこと。
- ・今日のお話を聞いて、自分が自分らしくどう行動して行けるのか考えさせながらこれから努力していきます。自主防災会の一員として、地区に住む一員としても、協力しあって地域につながって行動していきたいと強く思っています。

#### 問4 ご自身（または地域、団体）で実際に心がけたいこと・取り組みたいこと

##### 〔日頃の地域のなかの目線〕

- ・各種事業への参加の声かけを実施し、日頃より顔をおぼえていただく。（絆作り）
- ・高齢者の話が多かった気がしますが、私は若者向けの地域活動がしたいなと思いつづけています。自由にふらっと来れる居場所を作りたい。自然な出会い・つながりの場が必要ではないかと。SNS でいくらでも何でもできるけど、良し悪しもあると思います。災害の備えとしても集まれる場があるなど改めて思いました。
- ・地域での顔の見える関係を意識する。そのためにも、地域活動に積極的に参加したい。
- ・町内会で共助し合える組織づくり。声をかけやすい関係づくり→地域交流の機会を増やす。
- ・災害への備え・対策について、地域の住民一人一人が意識するキッカケとなるイベント等の開催を企画していく必要を感じた。
- ・地域住民の交流を深めるイベントを考えてみる。
- ・話をする事。
- ・地域行事への参加。
- ・他人事から自分事になる為に、また、防災に関するスイッチを ON にしていくような働きかけをしていきたい。
- ・人の命を救うのは、声をかけることが大事であることを改めて感じました。人と人の支えが生活をする上で大切だと思います。近所を気にかけて、声かけを意識していきたいと思います。
- ・一歩進み、話しかける。
- ・地域のつながりはあるが、防災力については弱いと思うのでもっと災害、防災について地域の方への学習に取り組みたいと思った。
- ・地域住民の方にいかにして災害・防災について関心を持ってもらうか。少子高齢化の中で、子どもたちに関心をもってもらう事と、現役世代(50~60 前半)に引き継いでいくか。高齢者でも取り組める減災への方法を考える。
- ・「つながり」「近所づき合い」「声かけ」のチャンスをつくるイベント・催し・集会・講演等をもっと実施したい。
- ・地区で災害が起こることの意識が低いので、関心をいかに持たせるか検討したい。

##### 〔災害時に向けた目線〕

- ・在宅避難者の見守。備蓄品をそろえる。生活課題の把握。
- ・防災訓練に参加すること。防災は大人達だけの行事ではないと言われた事にそうだなと思いました。子どもにも小さい(小学生ぐらい)から意識づけをしていくのは良いと思いました。
- ・避難弱者の把握、災害が起きた時の避難経路の確認、備蓄品の準備など、災害への備えが必要と感じた。

- ・災害に強い地域づくりは、やはりしっかり自助できている事であると思いました。災害時まずは自分自身を守り、のちに他者の支援を行えます。なかなか災害にそなえる事は難しいですが。
- ・「支え愛マップ」づくりを進めていきたい。自主防災組織をしっかりとついでいくこと。減災への取り組み。
- ・当地区には、18の自治会がある。そのうち自主防災会と自治会長が別のところが4自治会である。避難訓練等はしているが、単発であるため、災害に対する意識の高まりが見られない。各自治会に自主防災会の設立をうながしたい。
- ・支え愛マップの作成。
- ・自分の避難先と経路の確認・避難をした時に何が出来るのか。
- ・高齢者要支援者の把握。
- ・安否確認を確実にを行う方法を確立したい。
- ・町内会での共助による事前訓練。
- ・地区間の調整をどう取っていくのか考えたい。
- ・既に取り組んでおり、このフォーラムをきっかけにさらに気持ちを強くした。
- ・地区公民館を避難所としてどのように使うのか、防災備品の情報など、地区全体で共有したい。
- ・防災士、防災リーダーの有効活用する方法を検討したい。
- ・一次避難所の確保を検討したい。

〔講演、各地区の事例発表について〕

- ・山下様の講演の中でまちあるきをして実際目でみてる事業は、取り組みやすく良いなと思いました。
- ・ちょっとした自分に余裕があれば、できることからはじめたいと思った。美保南地区の具体的な取り組みが、大変勉強になった。自ギャグネタを交えた小鷲河地区公民館館長さまのお話、防災の取組具体も、分かりやすく、印象に残る講演で参考になった。県外の取組で、防災運動会の企画を見たことがあったがこのように市内でなされているのを初めて知りました。ありがとうございました。（防災デイキャンプの紹介も聞いてみたい）
- ・運動会種目が固定化・マンネリ化ということがあり、とても参考になった。
- ・防災運動会は、たいへんよいと思いました。私の地区でも、町区対抗種目に取り入れたいと思いました。
- ・他地区の取り組みを知ることができ、子どもから高齢者が参加できるような内容、防災運動会みたいに楽しく参加しやすい内容を考えてみたいと思った。
- ・防災運動会・子ども防災キャンプ等、非常に役立った。
- ・災害発生時は被災地全体の方々が被災者になり得ます。当然ですが、県職員、市職員、警察関係、消防関係、地区防災関係者も被災している状況だと想定できます。そのような状況の避難所運営では、やはり防災関係者のスキルアップも必要ですが、避難者の防災意識を少しでも高める事（避難時持ち出し品等）でスムーズな避難や避難生活が出来ると思います。地区住民の避難訓練、防災講習の積極的な参加を推進する事で、防災意識向上に繋がると感じています。今回、パネルディスカッションで伺った小鷲河地区の防災運動会は、ユニークな参加型の防災講習だと思いましたので、この活動を参考にして文化祭等に応用出来たらな、と思いました。

## 問5 登壇者の皆さまへのご質問

### ◆登壇者全員

Q：それぞれの方に今の課題と今後の展望や取り組みたいことをうかがいたい。

山下氏

A：（回答依頼中）

小谷氏

A：R5.8月の災害から約1年5ヶ月が過ぎ、住民の皆さんの災害に対する意識や関心が時間の経過とともに薄れてきます。取組みを推進する立場での思いは、なるべく早く町内全て（26町内会）の集落で防災研修会を実施したいと思っています。しかし、実際は全て（26町内会）の集落の防災研修会を終えられるのは、今の予定ではいろいろな事情で令和8年度までかかりそうです。目指すところは、防災研修会等を通じて全て（26町内会）の集落で「地域支えあいマップ」、「集落行動計画」等を作成するようにしたいと思っています。

西原氏

A：課題及び今後の取組としては、以下のとおりです。

○避難行動を起こす住民が少ない ⇒ 速やかな避難を促すこと

- ・研修会、講習会、防災訓練（避難訓練）の実施による避難行動への意識啓発
- ・町区自主防災会の活性化
- ・「災害時避難行動要支援者制度の確実な運用」や「支え合いマップづくり」等による支援体制づくり
- ・避難情報を的確に伝える

○避難所の速やかな開設と円滑な運営を行うこと

- ・防災士、防災リーダーの育成・強化
- ・防災訓練（避難所開設訓練）の実施
- ・防災資器材の整備・充実

○自分たちの地区は自分たちで守る意識の醸成

- ・雨水タンク設置の推進
- ・まち歩きツアーの開催 ⇒ 地域の水路等の状況を知ってもらう

横山氏

A：「楽しく学べる防災運動会」ですが、「おもしろ」、「おかし」の競技内容に偏り過ぎていた為、時間を割いても競技前に専門家にしっかり講義を受ける様にする。

参加率が40%強、逆に参加できなかった人：60%弱。

この人達の参加を如何に増やすか？一因として交通手段が無く、家から出られなかった！と考えて社会福祉協議会等と共同で「運動会の会場を避難所に想定した避難訓練」を行う。（社会福祉協議会が行う「地域の支え合い、助け合い」の地域づくり活動と連携や、鳥取市が行っている「災害時要支援者支援制度」の「避難行動要支援者個別避難計画」が機能しているかの検証）

◆山下氏

Q：私は、防災士として地区の自主防災会に参加して7年目になります。

昨年途中から事情もあり、自主防災会の責任者となりました。私が住んでいる町区は、古くからある集落で、顔の見える関係性がありました。しかしながら、少子高齢化の波が押し寄せて来ました。そんな中、ここ数年のうちに、市街化が進み、周辺は、若い世代の家並みに取り囲まれました。古い集落と新しい宅地は、お互いに交流がなく、新しい宅地には、町内会の発足に反対する勢力もあり、まとまりのない状態です。

そんな中、地区活動の有無や町内会の有無等に関わらず、同じ条件の同じ地区に自宅がある老若男女に共通の防災をキーワードとして、地区のコミュニティを形成できないかと考え、防災士の資格を取得する事から始めました。しかしながら、自主防災会の従来からの活動が優先して、私自身のスタートアップが出来ない状態です。何かヒントがありましたら、ご教授下さい。

A：（回答依頼中）

Q：美穂まちづくり協議会会長です。毎年の避難訓練(防訓練)を実施しているのですが、今年の避難訓練の後に防災、災害時に関する講演を探しています。講演時間は60分程度を予定しています。今日の講演内容は模索していた内容に近いものですので持ち帰って協議する予定ですが……。協働推進課でこの類の講演ネタ等があれば紹介して下さい。

◆小谷氏

Q：実施されたアンケートの設問が詳しく知りたいです。公開はしておりますか？またサイト等で閲覧は可能ですか？

A：アンケートの調査結果はウェブサイトでは公開しておりません。ご要望いただきましたら、紙ベースで調査結果をご提供できますので、市協働推進課までご連絡ください。

〔鳥取市協働推進課〕 TEL：0857-30-8176

Mail：kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

◆西原氏

Q：防災リーダーを増やすには、どんな工夫が必要でしょう。

A：当地区では、各町内会に必ず 1 名以上の防災リーダーを確保することとしており、町内会長さんや町内自主防災会長さんに集まっていただく会議で防災リーダーを選出していただくようお願いしています。

また、防災リーダー養成講習会受講者には、地区から食事代（5,000円）を助成するなど、受講者の負担軽減を行うことで防災リーダーへのモチベーションアップに努めています。

さらにグループLINEを作って情報共有を図っています。

Q：一次避難所の協定を美保南地区として企業と締結しているとの説明でしたが、各町内会でも町内会独自に一次避難所の確保をされていますか。

A：町内にある集会所を避難所としている町内会もありますが、独自に企業等と締結して避難所を確保している事例はありません。

なお、町内にある福祉施設では夜間の職員が少ないことから、町内会が施設入居者の避難等の支援ができるよう合同で避難訓練を行っている町内会もあります。

◆横山氏

Q：防災運動会種目 6 種目競技内容を細かく知りたい。

防災運動会の実例を知りたい。種目、実施方法の詳細を教えてください。（2名の方よりご質問）

A：市公式ウェブサイトにて当日の発表資料を掲載しております。

小鷲河地区の発表資料には各種目の内容等を掲載しておりますのでご確認ください。

なお、より詳細な情報を確認されたい場合は、小鷲河地区公民館までお問い合わせください。

〔鳥取市立小鷲河地区公民館〕 TEL：0857-84-2054

Mail：cc-kowashigawa@it.city.tottori.tottori.jp

## 問6 今後の参画と協働のまちづくりフォーラムにおける希望テーマ

### 〔防災テーマ〕

- ・地域内でできる防災に関してのイベントの提案
- ・ひきつづき防災についての話がききたい。
- ・中・高校生、大学生、若者が中心となって防災に取り組んでいる他県の支援団体、グループなどの事例紹介。テーマが防災だったからか、男性参加者が多かったので、男女共、また若い世代にも多く参加したくなるフォーラムとなつたらいいのかなと感じた。防災テーマでも女性にも参加してもらいやすい切り口となるのもいいですね。
- ・空き家対策(防災・減災・避難と関連させて)
- ・今は自然災害に関心が高いが、火災も必害のひとつなので、万が一発生したときの初期消火についての検討（高齢者では給水栓からのホース消火は難しい。昔ながらのバケツリレーや消火器をたくさん使うなど考え方や方法を考える。）

### 〔町内会などの地域コミュニティ〕

- ・町内会活動について・何故必要なのか・何故退会するのか
- ・まちづくりと町内会（町内会参加世帯の減少とまちづくりについて）
- ・地域コミュニティの強化
- ・住民の一人一人が参画したまちづくりの事例
- ・中山間地と市街地との交流の話をききたい。

### 〔その他〕

- ・人口減少への対応と中山間地のまちづくり。村が消えていくことに、どう対応するのか。
- ・鳥取は人が少なくて不便など、いろいろ物足りないところがあると思いますが、私は決して無駄ではないと思っています。若者を楽しませる活動がしたいという思いがあって日頃からアイデアを考えていますが、基本1人で悩んでいるので、可能でしたらそういったフォーラムを検討して頂きたいです。
- ・実施しやすい「イベント」「講演」「催し」の事案・項目、「実施方法」、「公的補助、助言等の窓口」「協力窓口」などをおしえてほしい。（市報等の印刷物はダメ）定期的に地区公民館で研修会を実施してほしい。集まる住民が少なくても、市主導で実施し続けてほしい。

いなばびよんびよんネット

「令和6年度 参画と協働のまちづくりフォーラム」

放送日：令和7年2月11日（火・祝）～15日（土） 各日14時～

※15日（土）以降に順次 YouTube（鳥取市公式動画チャンネル）で配信予定



## (1) 報告事項

## ②地区公民館の幅広い活用について（進捗状況）

地区公民館は、地域組織を支援する取組の一環として、令和元年から公民館のあり方の検討を進め、より幅広いニーズに柔軟に応える施設とすることで、様々な地域課題の解決が図られるように地区公民館の新たな条例を制定し、令和6年4月から利用方法等を変更した運用を開始しています。

## &lt;主な変更点&gt;

- 社会教育法に基づく公民館条例を廃止し、新たに「地区公民館条例」を制定
- 施設の所管を教育委員会から協働推進課へ移管（生涯学習事業は教育委員会と連携し推進）
- 利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象の範囲を拡大
- 営利目的で公民館を使用する場合は、施設使用料を徴収

このうち、営利目的での公民館利用の状況は以下のとおりです。

## 【有料利用の状況】 延べ107件（R7.1.31現在）

申込者	内容
介護事業所	介護保険事業所 職員合同研修会場として
農園事業者	盆花の販売、スタッフ休憩会場として
整骨院	子ども向け運動教室の開催
県バウンドテニス協会	定例理事会の開催会場として
イベント・企画会社	番組の撮影収録（調理室使用）
議員	議会活動報告会の開催
大学祭実行委員会	模擬店の材料の下処理会場として（調理室使用）
英会話教室	子どもの英会話教室会場として
私立幼稚園	園の入園説明会開催
建設工事会社	トンネル工事に係る現場作業者の安全教育
太陽光パネル販売会社	太陽光システムの説明会
携帯電話会社	スマホ教室の開催と商品・プランの提案、相談
ガス関連会社	ガス器具の展示会会場として
魚釣り関連会社	釣りに関する座学セミナー会場として
子育て支援関連会社	ベビーマッサージ体験会など
個人	スキンケアレッスン・エステ会の会場として

※営利目的の利用申請の中で、悪質商法の疑いがあるものについて、協働推進課が聞き取りを行い、利用をお断りした事例がありました。

※中山間地域では展示会が出来るような会場が少なく、地区公民館が利用できることがありがたいと事業者からお話がありました。

## 【その他】

- 令和7年1月からインターネットによる地区公民館の空き状況の確認と施設利用申し込みが可能となりました。

# 自治基本条例の見直しにかかる意見等を踏まえた調整案のポイント

これまでの市民自治推進委員会での議論及び答申書の趣旨に沿った、さまざまな意見等にも対応できる見直し案とします。

## 01 | 市民の責務に関連する条文を残し、市民の役割等を明示しつつ、懸念事項に対応するための条文を追加します。

### 【主な関連条文】

第7条（市民の権利） 第8条（市民の責務） 第13条（地域組織及び非営利組織）  
第24条（危機管理）

## 02 | 「地域組織」を「地域活動団体」、「非営利組織」を「非営利活動団体」とします。

### 【主な関連条文】

第2条（定義） 第13条（地域組織及び非営利組織） 第13条の2（地域組織の役割）  
第13条の3（非営利組織の役割）

## 03 | 新たな役割が押しつけとされない表現とします。

### 【主な関連条文】

第13条（地域組織及び非営利組織） 第13条の2（地域組織の役割）  
第13条の3（非営利組織の役割）（新規）事業者の権利及び役割

## 04 | できる限り簡易で読みやすい表現とします。

### 【主な関連条文】

第2条（定義） 第13条（地域組織及び非営利組織） 第13条の3（非営利組織の役割）

## 第2条 定義

現行条文	答申	意見等を踏まえた調整案
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。		
(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。	(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う <u>個人若しくは団体(以下「事業者」といいます。)</u> をいいます。	
(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。		
(3) 市 議会及び執行機関をいいます。	(4) <u>自治</u> 市民及び市が主体となって、まちづくりを自ら考え進めていくことをいいます。	
(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。	(5) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。	
(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。	(6) 協働 市民及び市が、 <u>共通の目的</u> を効果的に達成するために、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等な立場で協力して課題解決に取り組むことをいいます。	(6) 協働 市民及び市が、 <u>共通の目的のために</u> 、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等な立場で <u>協力し合う</u> ことをいいます。
(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。	(7) 地域組織 市内の一定の地域を基盤とした市民によって構成され、 <u>地域の課題の解決及び相互の連携を図るために活動する自治会及び地域運営組織等の組織</u> をいいます。(地域コミュニティのことをいいます。) (8) 非営利組織 自主的に公益性を有する活動を行う団体であって、 <u>営利を主たる目的とせず活動する組織(前号に定めるものを除きます。)</u> をいいます。(テーマコミュニティを含みます。)	(7) <u>地域活動団体</u> 市内の一定の地域を基盤とした市民によって構成され、 <u>地域の課題の解決及び相互の連携を図るための公益性を有する活動を行う自治会、まちづくり協議会及びその他の組織</u> をいいます。(削除) (8) <u>非営利活動団体</u> 共同体意識を基盤としたつながりのもとで形成され、 <u>公益性を有する活動を行う組織</u> (削除)をいいます。(削除)

### 意見等

\* 下線部 現行条文からの変更箇所 網掛け 答申からの変更箇所

#### ■ 「協働」について

- ・「効果的に達成するために」「課題解決に取り組む」条件が加わり、「協働」の範囲を狭めてしまわないか。
- ・前文において「協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。」と明記されており、「協働」は課題解決のための手段の1つとして用いられている。そのため、定義においても課題解決までは含まない幅広い定義が必要ではないか。

#### ■ 「コミュニティ」について

- ・「地域組織」「非営利組織」のように「組織」を名称に使用すると、現行の「コミュニティ」よりも硬い印象を受ける。また、「非営利組織」は一般的に「NPO」や「NPO法人」が連想されやすく、広義には協同組合や社会福祉法人等も含まれるため、読み手によって認識する対象範囲に差が出るのではないか。
- ・条例の目的である「豊かな地域社会の創造」に資する公益性をもつことが必要ではないか。
- ・「地域運営組織」を「まちづくり協議会」と呼称する機会が多いため、市民が聞きなじみのある表現とすることでイメージしやすいのではないか。
- ・「営利を主たる目的とせず」の部分は「公益性」に含まれることから意味が重複していないか。該当部分の表現を「公益性を有する」に統一し、現行条文の「共同体意識を…」部分を活用してはどうか。
- ・「地域コミュニティ」「テーマコミュニティ」については、条文を簡素化するため逐条解説で補足するのはどうか。

# 第7条 市民の権利／第8条 市民の責務

現行条文	答申	意見等を踏まえた調整案
(市民の権利) 第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。 (1) まちづくりに参画し、協働すること。	(1) 自らも自治の主体であることを自覚し、まちづくりに参画し、協働する権利。	(参画及び協働の原則) 第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。 <b>2</b> 市民は、自らの意思に基づき、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参画及び協働するものとします。 <b>3</b> 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。 <b>4</b> 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。  (市民の権利) 第7条 (現行条文のまま)  (市民の責務) 第8条 (現行条文のまま)
(2) 市が保有する情報を知ること。		
(3) 行政サービスを受けること。		
(市民の責務) 第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。 (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。 (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。	(削除)	

## 意見等

\* 下線部 現行条文からの変更箇所 網掛け 答申からの変更箇所

### ■ 「市民の権利」について

- ・ 答申書の第7条第1項第1号は「自らも自治の主体であることを自覚する権利」とも取れる。

### ■ 「市民の責務」について

- ・ 「市民の責務」の削除は、市民と市が対等な立場でありながら、市民の権利だけが守られているように感じる。
- ・ 「市民の責務」の削除は、市民の役割がわかりにくくなるのではないか。
- ・ 「市民の責務」の削除は、前文、目的（第1条）、協働の定義（第2条第1項第5号）、条例の位置づけ（第3条第2項）において、市民の責務を定め、自覚し、行動することが規定されており、整合が取れなくなるのではないか。
- ・ まちづくりに関わり運用する側の目線と、まちづくりに関わりが少ない側の目線の両方がある。少なからず、地域に関わっている側の目線からすると、責務までは書けないが、それに近い内容を書いた方が実際に地域を回しやすいという運用上の本質がある。
- ・ 権利だけを主張するというのは偏っている気がする。一方で、責務によって決めつけられると抵抗感がある人も多いと思うので、もう少し柔らかい言い方で表現できないか。

## 第13条 コミュニティ

現行条文	答申	意見等を踏まえた調整案
<p>第5章 コミュニティ</p> <p>第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。</p>	<p>第5章 <u>地域組織及び非営利組織</u></p> <p>第13条 市民及び市は、<u>地域組織及び非営利組織</u>(以下、<u>地域組織等</u>といいます。)<u>が自治に重要な役割を果たすことを認識し、地域組織等を守り育てます。</u></p>	<p>第5章 <u>地域活動団体及び非営利活動団体</u>(<u>地域活動団体及び非営利活動団体</u>)</p> <p>第13条 市民及び市は、<u>地域活動団体及び非営利活動団体</u>(以下、「<u>地域活動団体等</u>」といいます。)<u>が自治に重要な役割を果たすことを認識し、<u>地域活動団体等</u>を守り育てます。</u></p>
<p>2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。</p>	<p>2 市は、<u>市民が地域組織等の活動へ積極的に参加できる環境の整備に努めます。</u></p>	<p>2 <u>市民は、<u>地域活動団体等</u>の活動への積極的な参加に努めます。</u></p>
<p>3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。</p>	<p>(削除)</p>	<p>3 <u>地域活動団体等は、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。</u></p>
<p>4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。</p>	<p>3 市長は、<u>地域組織等の活動に財政的な支援その他必要な支援を行うとともに、地区公民館等を活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。</u></p>	<p>4 市長は、<u>地域活動団体等の活動に財政的な支援その他必要な支援を行うとともに、地区公民館等を活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。</u></p>
<p>5 市長は、地区公民館等をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。</p>		
	<p>(<u>地域組織の役割</u>)</p> <p>第13条の2 <u>地域組織は、その地域における市民の主体的な活動及び助け合いの拠りどころになるとともに、地域の将来を見据え、その特性を活かした課題解決を図り、豊かで住みよい地域づくりを実現する役割を担います。</u></p>	<p>(<u>地域活動団体の役割</u>)</p> <p>第13条の2 <u>地域活動団体は、その地域における市民の主体的な活動及び助け合いの拠りどころになるとともに、地域の将来を見据え、その特性を活かした課題解決を図り、豊かで住みよい地域づくりを実現する役割を担うものとします。</u></p>
	<p>(<u>非営利組織の役割</u>)</p> <p>第13条の3 <u>非営利組織は、その活動が広く市民に理解されるよう周知するとともに、自らの社会的意義及び責任を自覚し、それぞれの専門的知識を活かしたまちづくりを実現する役割を担います。</u></p>	<p>(<u>非営利活動団体の役割</u>)</p> <p>第13条の3 <u>非営利活動団体は、その活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、自らの社会的意義及び責任を自覚し、(削除) 専門的知識を活かしたまちづくりを実現する役割を担うものとします。</u></p>

## 意見等

\* 下線部 現行条文からの変更箇所 網掛け 答申からの変更箇所

- ・ 市民の役割が弱まっている。
- ・ 自治の主体は、市民と市であり、出来る範囲で努めることを促すもの。主語が「市は」になると、市民の役割が読み取りにくく埋もれてしまう。
- ・ 「役割を担います」という表現は、義務的要素が強まるのではないか。
- ・ コミュニティ・市・市民の相互の関係を表す条項であり、無くなることでその関係が分かりにくくなるのではないか。(現行条文第3項)
- ・ 非営利組織には、大小さまざまな団体が含まれており、一律にすべての団体が「活動が広く市民に理解されるよう周知する」ことは難しく、押しつけにならないか。
- ・ 非営利組織の役割について、「それぞれの専門的知識を活かした・・・」とあるが、「それぞれ」が何を指しているのか不明確ではないか。(答申第13条の3)

## 第24条 危機管理

現行条文	答申	意見等を踏まえた調整案
第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態(以下「災害等」といいます。)から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。		
2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めるとともに、その対応に当たっては、市民と連携を図ります。		
3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、協力体制の整備に努めます。	3 市及び地域組織等は、市民が、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には自らの安全を確保し、地域において相互に助け合えるよう、協力体制の整備に努めます。	3 (削除) 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には自らの安全を確保し、地域において相互に助け合える関係の構築に努めます。

### 意見等

\* 下線部 現行条文からの変更箇所 網掛け 答申からの変更箇所

- ・ 第3項を答申のように変えてしまうと、「自助・共助・公助」を意識して作られている条文の構成が崩れてしまう。
- ・ 市、市長、市民の役割を示している項目立て。第3項の市民の役割に市を追加したことから、誰が何をするのかわかりにくくなっている。
- ・ 改正理由の「市、地域組織及び非営利組織が互いに連携し…」の趣旨に合った改正案になっていないように見える。
- ・ 地域で相互に助け合うための「体制の整備」は、自主防災組織などの団体が主導して行うものであり、市民一人ひとりが「体制の整備」に努めるのは困難ではないか。

## 【新規】 事業者

現行	答申	意見等を踏まえた調整案
	(事業者の権利及び役割) 第●条 事業者は、地域社会に関わる多様な主体の一員として、市民と協働し、まちづくりに参画することができます。	(事業者の権利 (削除)) 第●条 事業者は、地域社会に関わる多様な主体の一員として、市及び市民と協働し、まちづくりに参画することができます。
	2 事業者は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与する役割を担います。	2 前項の場合において、事業者は、(削除) 地域社会と協調し、地域の発展に寄与するよう留意するものとし、ます。

### 意見等

\* 下線部 現行条文からの変更箇所 網掛け 答申からの変更箇所

- ・ 市民に加えて市との協働についても権利として明記したい。(第1項)
- ・ 「役割を担います」は、義務的要素が強まるのではないか。事業活動は本来自由であり、役割の押しつけとにならないよう、「寄与するよう努める」として、自主的な取組を促していただきたい。(第2項)

# 参考資料

## 鳥取市自治基本条例（平成20年3月25日鳥取市条例第25号）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則(第1条—第3条)

#### 第2章 自治の基本理念(第4条)

#### 第3章 自治の基本原則(第5条・第6条)

#### 第4章 自治を担う主体の責務等

#### 第1節 市民(第7条・第8条)

#### 第2節 議会(第9条・第10条)

#### 第3節 市長及び市の職員(第11条・第12条)

#### 第5章 コミュニティ(第13条)

#### 第6章 市政運営(第14条—第23条)

#### 第7章 危機管理(第24条)

#### 第8章 市民意思の表明及び尊重(第25条—第27条)

#### 第9章 国及び自治体等との連携及び協力(第28条)

#### 第10章 市民自治推進委員会(第29条)

#### 第11章 条例の見直し(第30条)

#### 附則

(目次…一部改正〔平成25年条例54号〕)

鳥取市は、唱歌「故郷(ふるさと)」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。

(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 市 議会及び執行機関をいいます。

(4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。

(5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。

(6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

#### (条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

### 第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

# 参考資料

## 第3章 自治の基本原則

### (参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

### (情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

## 第4章 自治を担う主体の責務等

### 第1節 市民

#### (市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

(1) まちづくりに参画し、協働すること。

(2) 市が保有する情報を知ること。

(3) 行政サービスを受けること。

#### (市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

(1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。

(2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

### 第2節 議会

#### (議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。

3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

#### (議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

### 第3節 市長及び市の職員

#### (市長の役割及び責務)

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

2 市長は、市の職員(以下「職員」といいます。)を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。

4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

#### (職員の責務)

第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。

3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

## 第5章 コミュニティ

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館等をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

(5項…一部改正〔令和3年条例1号〕)

## 第6章 市政運営

### (市政運営の原則)

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

#### (総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

#### (財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。



# 参考資料

## (組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

## (情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

## (個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

## (行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分等の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

## (行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

## (附属機関等の委員の選任)

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員(以下「委員」といいます。)を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

## (説明責任)

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

## 第7章 危機管理

(本章…追加〔平成25年条例54号〕)

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態(以下「災害等」といいます。)から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めるとともに、その対応に当たっては、市民と連携を図ります。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、協力体制の整備に努めます。

(本条…追加〔平成25年条例54号〕、2・3項…一部改正〔令和3年条例1号〕)

## 第8章 市民意思の表明及び尊重

(旧7章…繰下〔平成25年条例54号〕)

### (意見等への対応)

第25条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等(以下「意見等」といいます。)に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

(旧24条…繰下〔平成25年条例54号〕)

### (市民政策コメント)

第26条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

(旧25条…繰下〔平成25年条例54号〕)

### (住民投票)

第27条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

(旧26条…繰下〔平成25年条例54号〕)

# 参考資料

## 第9章 国及び自治体等との連携及び協力

(旧8章…線下〔平成25年条例54号〕)

第28条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、広域的な視点に立ち、他の市町村及び関係機関と共通する課題について、積極的に連携及び協力を図り、その解決に努めます。

(旧27条…線下〔平成25年条例54号〕、2項…全部改正〔令和3年条例1号〕)

## 第10章 市民自治推進委員会

(旧9章…線下〔平成25年条例54号〕)

第29条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

(旧28条…線下〔平成25年条例54号〕)

## 第11章 条例の見直し

(旧10章…線下〔平成25年条例54号〕)

第30条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

(旧29条…線下〔平成25年条例54号〕)

## 附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行します。

附 則(平成25年12月20日条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行します。

(鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正)

2 鳥取市市民自治推進委員会条例(平成20年鳥取市条例第41号)の一部を次のように改正します。

(次のよう略)

附 則(令和3年3月25日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行します。

### 1. ガイドラインの進捗管理

協働のまちづくりガイドラインは、「協働のまちづくり基本方針」に基づき、協働のまちづくりを推進するために本市が令和4～8年度の5年間に取り組む事項をガイドライン（取組指針）としてまとめたものです。このガイドラインの中で、計画期間の中間年（令和6年度）に進捗状況を確認し、取組内容やガイドラインの見直しを検討することとしています。また、社会情勢等の変化や新たに顕在化する課題等に対応するため、必要に応じてガイドラインの見直しを行うことともしています。

### 2. 各委員からいただいたご意見等（別紙）

たくさんのご意見等をいただき、ありがとうございました。  
いただいたご意見等は、令和7年度以降の具体的な取組内容として可能なものから実施を検討していきます。

### 3. ガイドライン見直し案

ガイドラインが策定された令和4年3月以降、社会情勢等の変化や内容に進展があったものを中心に修正することとし、次のとおり見直しを行いたいと考えています。

★4 ページ

2 取組の柱

(修正前) 柱3：ボランティア活動の推進

(修正案) 柱3：ボランティア活動の支援（※誤字の修正）

## (2) ②協働のまちづくりガイドラインの見直しについて

### ★9 ページ

#### (2) 現状と課題

##### (修正前)

地域活動の拠点となる地区公民館について、文部科学省からは地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されることが期待されています。今後、国の方針をふまえて営利事業を含めた公民館の有効活用や利用者の拡大に向けて検討する必要があります。

##### (修正案) ※地区公民館の利活用方法の見直しによる修正

地区公民館のあり方の検討を進め、利用制限の緩和や利用できる対象範囲の拡大、営利活動など幅広く公民館を活用できるようになりました。地区公民館を拠点として、これまで以上に多様な主体がつながり、地域課題の解決や新たな魅力の創出につながる施設となることが期待されています。

### ★9 ページ

##### (修正前)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、様々な活動が制限され見直しを余儀なくされました。そうした中、活動のデジタル化を図る等、新たな動きも見え始めました。アフターコロナにおける、これからの活動のあり方を模索する時期となっています。

##### (修正案) ※社会の流れに即した修正

新型コロナウイルス感染症が様々な活動に影響を与えたことで、活動のデジタル化が普及・拡大するなど新たな動きが生まれています。デジタル技術を使った活動をさらに活発化・支援するための環境づくりが求められています。

### ★9 ページ

#### (3) 取組施策

(修正前)

④市民や社会のニーズに応えるため、地域活動拠点となる地区公民館がより幅広い用途で利用できるような制度の見直しを図ります。

(修正案) ※地区公民館の利活用方法の見直しによる修正

④幅広い用途で利用が可能となった地区公民館において、地域住民と多様な主体とのつながりや地域課題の解決、新たな魅力の創出が図られるよう、施設の利活用の促進を図ります。

(修正前)

⑧協働事業におけるDXを推進するため、アフターコロナに対応した環境づくりに取り組みます。

(修正案) ※社会の流れに即した修正

⑧デジタル技術を活用して、情報の発信・取得・連携ができる環境づくりを推進し、様々な分野の主体によるマッチングを促進することで協働の幅を広げます。

(修正前)

⑨市との協働によって市政運営の課題解決や行政サービスの充実等に自主的に取り組む事業主体（コミュニティをはじめ市内を拠点に活動している事業者や団体）を対象とする相談窓口を設けます。

(修正案) ※公民連携デスクの開設による修正

⑨市政課題の解決や、市民生活、行政サービスの充実等に自主的に取り組む事業主体（コミュニティをはじめ、市内を拠点に活動している事業者や団体）からの提案相談を受け付け、連携促進を図ります。

(素案)

令和 6 年度

参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書

令和 7 年 3 月

鳥取市市民自治推進委員会



私たち鳥取市市民自治推進委員会（以下、「委員会」といいます。）は、平成 20 年 10 月に施行された鳥取市自治基本条例に基づき設置されている市長の附属機関です。

この意見書は、同条例第 29 条第 2 項に基づき、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議した結果を下記のとおり意見書として提出するものです。

私たちの委員任期（令和 5 年 4 月～令和 7 年 3 月）においては、主に「鳥取市自治基本条例の見直し」について議論し、現在の地域社会の実情を踏まえた検討を行い、市長へ答申を行いました。また、鳥取市自治基本条例に基づいた参画と協働のまちづくりに関する啓発活動、市民活動の支援等も併せて行いました。

この間、民間事業者への地区公民館の部屋貸出や営利活動が可能となり、民間事業者等と市が共に市政課題の解決等を目指す「公民連携デスク」の本格的な運用といった成果が見られました。一方で、以前から継続している課題や変化し続ける地域社会で生じた新たな課題は山積している状況です。

市におかれましては、意見書の内容を確認の上、引き続き、市民と市との協働のまちづくりの推進に努めていただくよう求めます。

## 記

- 1 令和 6 年 8 月 1 9 日付けで委員会が市へ答申した視点をふまえ、現在の社会情勢に適合した鳥取市自治基本条例となるよう見直し行うこと。
- 2 コロナ禍で変化した地域社会をふまえ、鳥取市の「協働のまちづくり」を「成長期・発展期」へステップアップするため、「協働のまちづくりガイドライン」に沿った施策の推進に取り組むこと。
- 3 その他、別紙「鳥取市市民自治推進委員会（第 8 期）における課題等」をふまえ、参画と協働のまちづくりが推進されるよう必要な施策を検討すること。



## 鳥取市市民自治推進委員会（第8期）における課題等

これは、令和5年4月から令和7年3月までの2年間にわたる委員会の活動及び議論を踏まえ、今後の鳥取市における参画と協働のまちづくりの推進に向けた委員会の考えをまとめたものです。

### 1. 鳥取市自治基本条例の見直しについて

#### （1）背景及び経過

鳥取市では、まちづくりの基本理念、仕組み及び行政運営のあり方等のまちづくりのシステム及び基本ルールを定める「鳥取市自治基本条例」を平成20年に制定しました。条例制定後は4年を超えない期間ごとに見直しに着手し、これまでに二度の改正が実施されました。

令和6年度は4回目の見直しに着手する時期であり、令和6年2月には市長から見直しにかかる諮問を受けました。本委員会では、諮問前から調査及び研究に取り組んでおり、諮問後は本格的な議論を開始し、様々な視点から見直しが必要な項目について検討しました。そして、令和6年8月に市長へその結果を答申し、「定義」、「市民の責務」、「コミュニティ」及び「危機管理」に関する見直し並びに新たに「事業者」について明記することを提案しました。

#### （2）課題及び展望

##### （ア）市民にとってわかりやすい身近な条例へ

まず、市民にとってわかりやすい条例にという観点で議論を行いました。特に「コミュニティ」は従前の見直しにおける委員会での議論でもわかりにくい表現であることが論点となっていました。今回は、議論を踏まえて「コミュニティ」を「地域組織」及び「非営利組織」に分けて表現する提案をしました。自治基本条例が市民にとってよりわかりやすく身近なまちづくりの基本ルールであり続けることを大切にして見直しを進めてください。

##### （イ）市民の責務とまちづくり

もう一つの大きな提案として、「市民の責務」に関する表現を見直す提案を行いました。これは、条文に市民の責務が規定されることへ市民の皆さんが抵抗感を感じることで、やむを得ない理由によって責務を果たせない市民の皆さんが批判の対象となることから、そのことによって自治の萎縮が起きないようにするという観点によるものでした。時代の変化によって社会情勢や市民と地域とのかかわり方が変化しているため、「市民の責務」に対する印象も変化しているため、変化に応じる視点も必要と考えます。

一方で、協働のまちづくりにおいて、市民同士又は市民及び市は対等なパートナーであり、それぞれの役割や責務は、豊かな地域社会の創造に向けて互いに協力し合う上で重要な考え方です。そのため、答申の趣旨と市民の役割や責務の意義の双方を踏まえ、見直しを行ってください。

##### （ウ）自治会加入率の低下への対応

コロナ禍を経て人と人とのつながりがより一層希薄となったことも影響し、自治会加入率は低下し続けています。委員会では、自治基本条例へ自治会への加入を促がす条文を追加する是非について検討しました。結論は条文として追加する提案を見送ることとなりましたが、他市の取組を参考にして速やかに対策を進めていただくようお願いします。

##### （エ）条例の見直しの進め方

今回の見直しは、令和6年度内の条例改正を見据えて議論を進めてきました。しかし、答申後に市の組織内での調整に時間を要し、年度内の改正が難しくなったため、現行の委員は見直しの結果を確認することなく任期を終えることとなりました。見直しを進めるにあたり、委員会での議論の

状況は適切な時期に市の組織内で共有するとともに、挙がった意見等は必要に応じて委員会へ情報提供し、双方が対話をしながら議論が進められる体制にさせていただくようお願いいたします。

## 2. 参画と協働のまちづくりフォーラムについて

### (1) 背景及び経過

参画と協働のまちづくりフォーラムは、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図ることを目的として平成20年度から実施する啓発事業です。対面形式でのフォーラムの10回目を迎える令和6年度は、「災害（もしも）に備えて、地域でつながる」をテーマにして、日ごろからの「地域のつながり」の大切さを考えるきっかけとするフォーラムを令和7年1月に開催しました。

当日は約100名の市民の皆さんが来場し、日野ボランティア・ネットワーク代表 山下 弘彦氏をお招きして「災害にも強い地域づくり～能登半島地震等の経験から学ぶ～」と題した講演をしていただき、併せて災害（もしも）に備えて地域でつながるにはどうすれば良いのかについてパネルディスカッションも行いました。

### (2) 課題及び展望

参画と協働のまちづくりフォーラムは、参画と協働のまちづくりについて理解を深め、これからのまちづくりを盛り上げていくための機運を高める非常に貴重な機会です。

フォーラムの参加者は、まちづくり協議会や防災関係者の割合が高かったように思います。テーマによって参加者に偏りが生じることがないように、地区公民館やまちづくり協議会の関係者に限らず、幅広い市民の皆さんが参加しやすいテーマを取り扱うことが望ましいと考えます。そのため、周知には十分な期間を設け、より幅広い範囲へ広報するなどの工夫を講じて、様々な立場の市民の皆さんが集い、互いに理解を深める機会となるよう、今回の反省を次回開催に活かしてください。

## 3. 協働のまちづくりガイドラインについて

### (1) 背景及び経過

鳥取市は平成20年の鳥取市自治基本条例の制定後、「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づいた協働のまちづくりを推進するさまざまな取組を行い、その導入期を歩んできました。しかし、人口減少等の影響によって厳しさを増す地域を取り巻く環境及び多様化する市民ニーズに対応した市政運営には、多様な主体との協働が求められます。

このような変化に対応し、「協働のまちづくり」を成長期・発展期へ進めるための取組指針として「協働のまちづくりガイドライン」を令和4年に策定されました。委員会においては、協働のまちづくりガイドラインに沿った取組について審議しました。

### (2) 課題及び展望

協働のまちづくりガイドラインでは、5つの柱に沿って取組が進められていますが、今年度は5年の取組期間の折り返しの年にあたります。取組期間後半に向けて、これまでの成果及び課題の検証が必要と考えます。そして、その結果を踏まえた取組を期間後半に実施していただくようお願いいたします。

また、協働のまちづくりガイドラインの具体的な取組の内容やその進捗状況は、市民の皆さんと共有することが重要と考えます。取組の状況やその検証結果等については、市民の皆さんに周知し、必要に応じて各地域での出前講座等で率先して周知するような取組も併せて検討してください。

## 4. 地区公民館の幅広い活用について

### (1) 背景及び経過

地域課題の多様化によって、地域のコミュニティ活動及び生涯学習の拠点である地区公民館では、各地区の実態に応じた取組の展開が求められています。そこで、地域のニーズに応じたより幅広い活用を可能とするため、令和6年4月から利用制限を緩和し、民間事業者と連携した取組や地区の枠を超えた事業等が実施できる施設へ移行しました。委員会では、市からの検討状況の報告を踏まえた審議を行いました。

### (2) 課題及び展望

利用制限の緩和から1年が経過しようとしていますが、これまで各地区では、どのような変化が起きているのか検証することが必要と考えます。活用方法の幅が広がり、多様化する地域課題の解決に寄与することも期待されていましたが、そのような取組が実際に促進されたのか、運用上でどのような課題が発生しているのかを把握することは重要なため、長期的な視点で効果検証を行ってください。また、検証の過程で得られた地域活動の活性化や課題解決につながった事例は、市内の地区公民館や地域住民との共有を図ることにより、市内全域で地区公民館の様々な活用が促進されることも期待されます。

そして、地区公民館は従来から生涯学習と地域コミュニティの拠点施設として位置付けられていますので、地域住民の意見を反映し、地域の特性を活かした運営という視点も大切にしつつ、さらなる活用促進に取り組んでください。

## 5. 市民活動表彰の審査について

### (1) 背景及び経過

市民活動表彰は、市民活動の推進に顕著な功績のあった個人及び団体を表彰し、広く市民の皆さんへ顕彰することによって市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的とした制度です。

委員会では、候補者の選考、審査及び市長へ推薦をしています。令和5年度は2名の個人及び3つの団体、令和6年度は1名の個人及び1つの団体を推薦しました。

### (2) 課題及び展望

市民活動表彰は、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的とする制度です。市内にはすばらしい市民活動を継続して実施している個人又は団体がまだ多く存在すると考えますが、年によって推薦数及び表彰数に差が生じています。

また、市民活動の社会的意義や重要性の認識が求められる一方で、市民活動に取り組む個人及び団体は、活動の担い手不足や構成員の減少によって活動範囲又は規模の縮小等により、今後の活動継続に関わる課題を抱えています。本制度によって市民活動について市民に顕彰することは、何より市民活動を行う皆さんの今後の活動意欲にもつながります。

市民の皆さんは、市民活動を行う個人又は団体が表彰される様子を見たり、聞いたりして知ることにより、表彰制度の存在や様々な市民活動について知ることができます。このような機会を増やしていくことで、市民の市民活動に対する関心が高まり、実際に推薦及び表彰数が増えることにつながるのではないかと考えます。そして、表彰される個人及び団体が増えることが、市民活動を行う皆さんの活力につながるのではないかと考えます。このような好循環が生まれるような、制度の運用や広報の工夫を検討してください。

## 6. 委員会運営について

### (1) 背景及び経過

第8期は、令和5年4月から令和7年3月までに合計8回の委員会を開催しました。加えて、鳥取市自治基本条例の見直しを実施する時期にあたることから、見直しが必要と考えられるテーマについてより専門的な知見を有する委員で構成する小委員会も合計3回開催しました。

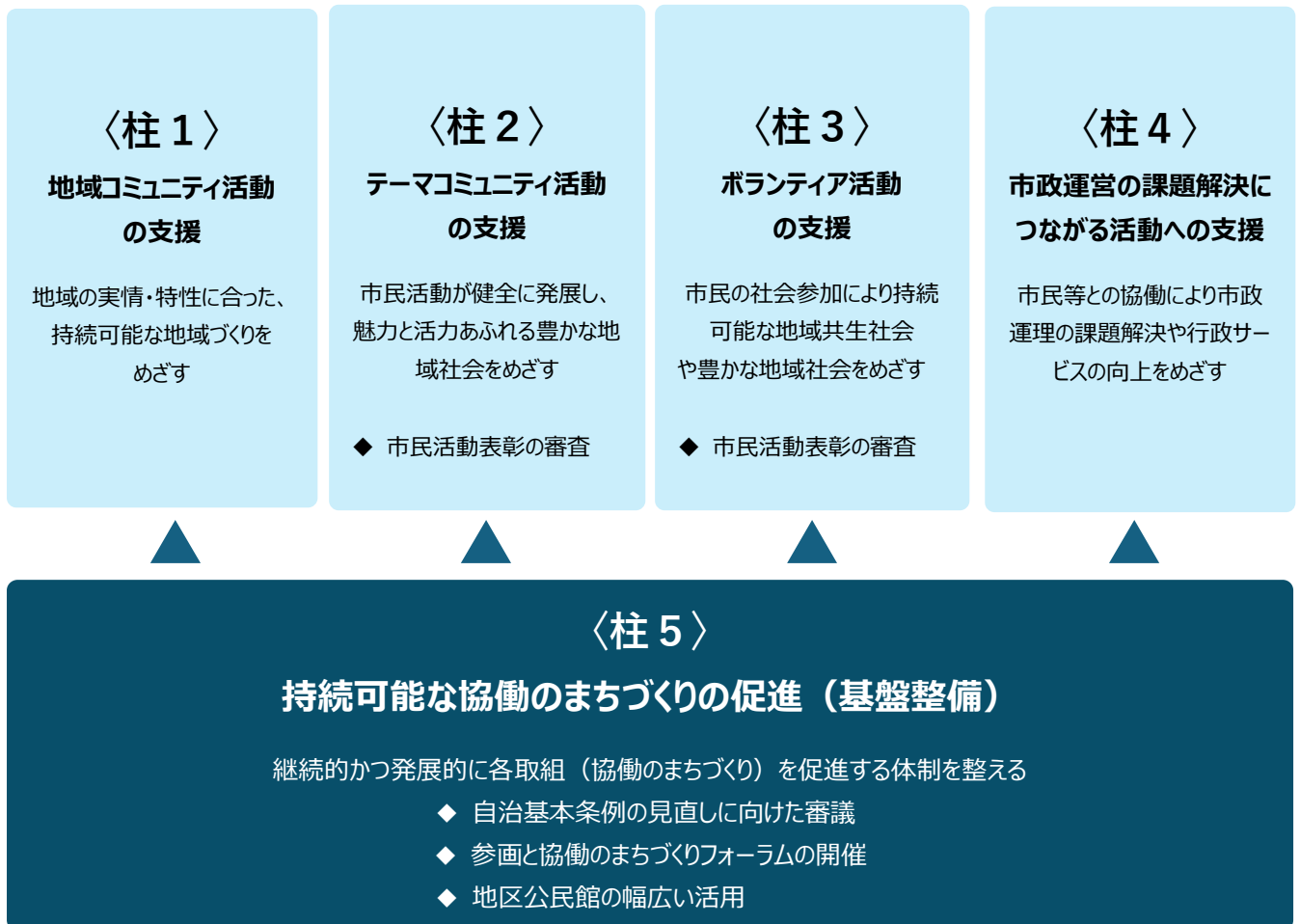
### (2) 課題及び展望

今期は、自治基本条例の見直しにかかる検討を実施する時期と重なり、委員全員が出席する通常の委員会に加え、少人数の委員で構成する小委員会を併せて開催しました。小委員会は、議論するテーマについて詳しい知識や経験を持つ委員によって構成され、より深い議論を行うことができたと考えます。

委員会で取り扱うテーマは非常に広いため、テーマごとに小委員会を設けて効率的な議論を行うといった工夫も求められますが、一方で、様々な立場の異なる者が、幅広い意見を聞き合い、互いに理解を深め、議論を重ねることが本委員会の特色であると考えます。開催可能な会議数や委員数には限りがあると思いますが、立場の異なる市民が集まり、理解し合い、議論できる場となるよう、引き続き運営していただくようお願いいたします。

また、地区公民館の幅広い活用に向けた取組や公民連携デスクによる事業者からの提案受付などの事業者との協働を進める施策が進められています。委員会においても、企業関係者も一緒になった審議及び議論が行われることを期待します。

### 【参考】第8期委員会の主な取組及び協働のまちづくりガイドラインとのかかわり



（参考）鳥取市の自治推進に向けて ～任期を振り返っての各委員の意見～

- 今後の地域の担い手を確保していくために、中学生、高校生を育てていくことが必要です。日頃から中高生に地域活動への参加を促し（声かけし）、市民として育てていく必要があると思います。
- 高齢化、若者離れ等の現状に対して、後継者や担い手をどのように育成していくか具体的な方策を検討していく必要がある。
- 今期は自治基本条例の見直し期にあたり、小委員会等の議論を踏まえた提案がなされたが、用語の定義づけや文書表現（文言の並び替え）などかなりの時間が費やされたように思う。事前に専門的な分野の委員で検討できれば、時間の短縮につながったのではないかと。
- 自治基本条例について、4年を超えない期間ごとに見直すという決まりについて一度評価しても良いと思う。より長い期間を見据えた内容の検討を望みたい。
- 公民館のあり方、今後の進め方には大変興味があり、今後の変化が楽しみです。
- これからの委員会の進め方として、専門家が考えるプロジェクトではなく、普通の市民（学生や高齢者）にも隔々まで行き渡り、受け入れてもらえるような柔軟なアイデアを提供してほしいと思います。
- 本来まちづくりは、立場のちがう誰にも“いいね”と言ってもらえるような、安心・安全が担保され、賑わいがあって、住んで良かったと実感できるまちづくりを目指して進められるべきものです。そのような意味でも、異なる立場や意見を持つ委員の皆さんと、真摯な議論を重ねることが出来たことに感謝します。議論を重ねることで、これまでの自分にはなかった発想を得ることができ、視野を広げることができました。議論の過程で生まれた新しいアイデアや視点を、地元のまちづくりに反映させ、より多くの人々にとって住みやすく、魅力的なまちづくりに、今後も関わっていこうと考えています。鳥取市自治基本条例の理念が、市民により身近な存在となって、まちづくりは行政任せではなく自分事として捉え、協働意識をもって生活できる、より住みよい鳥取市になることを願っています。
- 世の中や地域は変化し続けます。その変化に対応していくことが、地域の持続可能性を高めることにつながるのではないかと考えます。鳥取市において、そういった議論と実践が、今後も続いていくことを切に願っています。鳥取市がたくさんの主体による参画と協働の取組みによって、より一層の発展を遂げられるよう見守っていきたいと思います。
- 様々な視点で検討、協議し、必要なことが提案される委員会が、まちづくりや市民活動に大きく関係していること、自治基本条例の見直しや協働のまちづくりガイドライン、市民活動の表彰等、市民自治に関係する事項を様々な方々と協議、意見交換させていただき、今後の方向性等、委員会を重ねるたびに色々と考えさせられる貴重な機会となりました。
- 居住地区内の自治会、まちづくり協議会、公民館だけしか意識してこなかったが、各々の地区で様々な取組がなされていることを知ることができた。これからは、もっと視野を広げ、アンテナを広げ、自らの所属団体だけではなく、なるべく多くの人に意識してもらえよう呼びかけていきたい。